

新型コロナウイルス感染症に伴う代替保育について

令和4年5月 松江市子育て政策課

新型コロナウイルス感染症が原因で保育所等が休園等したとき、どうしても家庭での保育ができない場合、児童が所属する保育所等に代わり、別の施設で代替保育を受けることができます。

重要!! 2～3については申込前に所属園の園長に必ず確認してください!

【利用できる児童】 ▲

次の1～5すべてに該当する児童が対象です。

1. 利用できるのは、同居する保護者全員が「社会機能維持者(エッセンシャルワーカー)」又はひとり親世帯等の児童に限ります。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により休園等している保育所等(※1)に所属する児童。
3. 保健所の調査により、濃厚接触者に該当せず、感染の可能性がない児童。
4. 保護者の就労等により、代替保育が必要な児童。
(1号認定こどもの内保護者の就労等により保育が必要な児童、2・3号認定こども)
5. 同居する家族の全員が濃厚接触者でない児童。

※1 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園

【代替保育施設】

施設名	住所	受入児童	受入人数	保育時間 (月～土)	電話番号	FAX番号
保育所型認定こども園 比津ヶ丘保育園	松江市比津が丘 4-2-34	生後6月～5歳児	10人程度	8:00～18:00	26-2025	26-2275
保育所型認定こども園 わらべのその	松江市比津町 317	生後6月～5歳児	10人程度	8:00～18:00	28-2248	28-2281
幼保連携型認定こども園 融合こども園	松江市比津町 292番地	満3歳～5歳児	10人程度	8:00～18:00	61-0087	61-0086
融合乳児園	松江市比津町 314-1	生後6月～2歳児	10人程度	8:00～18:00	28-2218	28-2234

※メールアドレスは、利用届の裏面に記載しています。

(裏面へつづく)

【利用料】 利用料の保護者負担なし
(給食費など実費がかかる場合があります)

【実施期間】 令和4年6月1日～令和5年3月31日

【利用の流れ】

1. 表面【利用できる児童】の1～5すべてに該当するか確認してください。特に2～3については必ず所属園の園長に確認してください。
2. 利用できる児童に該当することを確認後、表面の代替保育施設へ電話連絡(午前9時00分から午後5時00分まで)し、代替保育施設から利用条件等の説明を受け、仮予約してください。
3. 松江市HPから「新型コロナウイルス感染症に伴う代替保育利用届」を入手し、代替保育施設の指定する期日・時間までに代替保育施設へ提出してください。
利用届の提出は、電子メールあるいはファックスによることもできます。メールあるいはファックスにより提出される場合は、代替保育施設が受理したことを必ず確認してください。
4. 代替保育施設から受入れの可否について連絡があります。
5. 受入れ可能の連絡を受けた場合、指定の日に代替保育施設に児童を預けてください。

★留意事項(利用にあたっては、次の事項にご留意ください。)★

1. 電話にて仮予約する際、利用予定の代替保育施設の利用条件を必ずご確認ください。
2. 利用の受付は先着順です。
3. 日曜日・祝日の利用はできません。
4. 寝具を用意する必要があります。昼食は給食を提供します。利用予定日が、代替保育施設が定める弁当持参日の場合は、弁当をご持参いただきます。
5. 利用届を提出された後においても、陽性者の発生等代替保育施設の状況により、利用予定日に代替保育を実施することができない場合があります。

松江市HP、利用届はこちらから。

<https://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/hoiku/hoikusabisu/>



お問い合わせ先 子育て政策課幼保運営係
55-5498

新型コロナウイルス感染症に伴う代替保育 フロー図

